

ひとりで悩まず相談してみませんか？

# いばらき 在宅ケアハラスメント相談窓口

利用者やその家族等からのハラスメント行為にお困りの  
訪問介護士・訪問看護師等の皆様、お気軽にご相談ください。

相談無料

匿名可能

プライバシー厳守



電話

029-303-7600

(平日 10:00~16:00 12/29~1/3を除く)

メール

homecare@ibaraki-welfare.or.jp

(24時間受付可能)

相談対象

県内の訪問介護・訪問看護事業所等の職員または管理者

## 在宅ケアハラスメントとは

1. 身体的暴力  
(回避したため危害を免れた  
ケースを含む)



例 物を投げる  
叩く  
蹴る  
ひっかく

2. 精神的暴力  
(個人の尊厳や人格を言葉や  
態度によって傷つけたり、お  
としめたりする行為)



例 大声を出す  
怒鳴る  
理不尽な要求をする  
威圧的な態度

3. セクシュアルハラスメント  
(意に添わない性的誘いかけ、  
好意的態度の要求等、性的ない  
やがらせ行為)



例 必要もなく触る  
抱きしめる  
性的な話をする

茨城県保健医療部・福祉部 「在宅ケア(訪問看護・介護(高齢者・障害者)等)におけるハラスメント対応ガイドライン」より

◆ 相談内容によっては以下の支援が受けられます。

① 弁護士による法務相談を利用できる場合があります。(無料、1回60分、1事案あたり1回を限度)

② 事案に適した介護士、看護師、ケアマネジャー等の専門職を伴った現場(利用者宅)への訪問(同行訪問)を実施しています。  
事業所を通してご相談ください。(無料、1事案あたり2回を限度)

◆ 労働問題や労使関係に関する相談は、いばらき労働相談センター(☎029-233-1560)、人権問題についての相談は、  
みんなの人権110番(☎0570-003-110)など、別の相談窓口をご利用ください。

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

いばらき在宅ケアハラスメント

検索

相談窓口業務は茨城県からの委託を受けた茨城県社会福祉協議会が実施しています

茨城県 茨城県福祉部長寿福祉課／福祉人材・指導課／障害福祉課／保健医療部医療人材課／健康推進課

